

宋代寺院僧尼制度と清規

——特に籍帳の供申と行遊の判憑を中心に——

小坂 機 融

中国の禅藉を閲読するに当って、思想・実践の理解以外に於いて明瞭を欠く事柄は二、三に止まらない。特に中国の国家権力に係わる面や、社会習慣と密着した事柄は、其の最たるものに属すると思う。少しく清規類を繙く中にも此等の事は極めて看過する能はざる問題として吾々に迫って来るのである。

中国では印度成立の仏教が儒教倫理の伝統下にある中国社会に受容せられ、其の国家社会の体制に組込まれることによって中国独自の仏教として形成されていった。そこに思想的立場にも社会的立場にも印度仏教とは異なる性格のものが当然生れ出て来た。宋代の仏教に於いても此の面は一層緊密化して行ったので、此れを理解する上には此の社会体制との接触面を看過し得ないのである。

宋代は唐末五代の政治的変動を超越し、漸次燈史類を成立せしめて其の立場性格を確実に位置づけて来た禅宗が著しく擡頭し、其の特異な性格の中から清規なる独自の規範を整備せしめて、禅院及び禅者をして宗教的にも社会的にも、一層確固たる存在にして行ったのである。中国の有らゆる立場を博約折衷して成立した禅院の清規には禅者の有らゆる面に渡る詳細な規律が叙述されていることは当然であって、此れによれば当時禅院僧尼の様相を可成り明瞭に知り得る理であるが、当初に掲げた事項に関しては、理解に苦しむ点が多々存し、此れを明確にするには、従来の清規に関する文献のみでは極めて困難なのである。そこで当時の宗教制度関係の資料及び研究が参考される必要があるのである。

宋代に於ける此の方面の研究は夙より進められ、宗教制度全体に渡る研究⁽¹⁾を始めとして、寺院の住持制に関するもの⁽²⁾、度牒制に関するもの⁽³⁾、僧道の旅行に関するもの⁽⁴⁾等が存在し、

各々詳細を尽すに至っている。仍つて茲は宋代の宗教制度の資料である『慶元条法事類道釈門』を検して、禪宗の清規に述べられている僧尼登記の問題と旅行許可の問題との解明を中核とし、以上の諸研究を清規の上に考合することにしたと思う。

- 1 牧野巽氏「慶元条法事類の道釈門」(上)(中)宗教研究新九卷二・四。高雄義堅氏「宋代の仏教諸制度」同氏著『中国仏教史論』所収等。
- 2 高雄氏前掲書及び「宋代寺院制度の一考察」支那仏教史学第五卷二。金井徳幸氏「南宋時代の寺院と住持制」東洋史学論集第七等。
- 3 曾我部静雄氏「宋の度牒雜考」史学雜誌第四十一編六。高雄義堅氏「宋代に於ける度及び度牒制」仏教研究第三卷二。塚本善隆氏「宋朝廷の財政難と仏教々団」宗教研究新七卷五。「宋の財政難と仏教」桑原博士還暦記念東洋史論叢、「道君皇帝と空名度牒政策」支那仏教史学第四卷四等。
- 4 内藤定氏「僧道の旅行規定」立正文化九。

二

宋代の宗教制度は、五代後周の制度に則つたものと云われているが、^①此れは唐代に成立した僧尼制度が基礎になっているので、各々の時代の特質は有つても其の大枠を逸脱する異質な制度ではないのである。其れ故に当代の寺僧制度を理解

するためには、其の基礎として従来の制度の概容を展望する必要があると思う。

(一) 印度仏教に於いて僧伽は、比丘、比丘尼、式叉摩那、沙弥、沙弥尼、優婆塞、優婆夷の七衆の区別と段階より構成され、出家は此の内の前五衆であった。然るに中国仏教に於いては具足戒を受ける前期の式叉摩那の段階がなく、全く別に沙弥以前に童行或は行者という段階が設けられていた。此れは中国独自の構成であり、国家の税制と初期の度僧制度及び道教との関係を包含する制度なのである。童行は年少者を童子、年長者を行者と云うとされているが、^②中国に於いて宗教を問題とする時は、常に寺觀、道積、僧道の如く道教の宮觀、道士、女冠等と相関の上に扱はれているので、宋代の法令ではあるが、^③少くとも慶元条法事類を見る限りでは、童行は道童と行者の意で、道積を一括して述べる総称なのである。^③此の様な未得度の段階の童行が、寺觀に投じ幾年か勤学し諸役に随侍して始めて師の推挙又は国家試験に及第して度牒を發給され、僧道と成つて免徭役の特権を獲得するもので、僧道となるのに初め年令的制限はなく、個々人の能力に対応して成り得るものであった。この様な制度は此の社会の税制である徭役を回避する私度の僧道を嚴重に禁止するものであり、得度の時点に於いて偽濫の出家者をチェックすることに依つて国家権力の下に統合する処に重点があった。故に此の

制度の要となる所は、官から発給される得度の認可証明としての度牒にあったのである。此の度牒の発給は時代によって僧尼の所隸と共に功德使、鴻臚寺、祠部等と前後移動し、宋代に有っては神宗の元豊官制以前は功德使に所隸し、それ以後北宋末迄は鴻臚寺に所隸し、南宋時代には全く祠部に管属したのであるが、度牒発給、籍簿保管等事務的な事柄は常に総て祠部の任務であったと云はれている。⁽⁴⁾此の祠部から発給される度牒は、宋代に此れが官買されるに至っても僧尼を統制する基礎物件として、効力に差はあったが永く持続したのである。其の上僧尼は行遊の制限・籍帳の作製等に依つて国家権力下に強く規制されていたのである。此の点は、本論の主題であるので後段に譲り、宗教界を統一する機構について其の概容を纏めて置きたい。

(二) 寺院僧尼の統制機関は、唐代では鴻臚寺、尚書礼部(祠部)、左右街功德使等と其の所属が移動し、或は職掌を分割して寺僧を管理したと云はれているが、北宋では、中央は鴻臚寺或は功德使に指揮監督される左右街僧録司に、地方州は内閣に直属した管内僧正司に存し、南宋は総て祠部が管掌したとされている。此等国家の権力機構下にある教団は、内部に於いて中央及び地方の僧官としての僧録・僧正を、また各寺の司職としての三綱或は主首等を設けて所属の寺院僧尼の統制管理を行ったのである。中央僧録は左右街功德使

(或は、鴻臚寺尚書礼部祠部)の俗官の下に所属して全国の寺僧の事を管掌する要職であり、僧録・副僧録・講經論首座・鑿義・額外守闕鑿義の諸僧官が置かれていた。また地方僧正司は、唐代より毎州に設置され、管内僧正・副僧正・僧判の諸僧官が置かれて、管内寺院僧尼の籍簿、寺額下賜、住持任命、得度受戒遊行の保明下附等の庶務を管掌していた。更に個々の寺院に於いては、唐代は三綱(上座・寺主・維那)、宋代は綱維或は主首・権主首、或は監寺・維那が当該寺院の行政を統領し、院内僧尼童行の籍帳を管理し、得度・受戒・亡歿・行遊・住持交代等の出願を保明し、及び州官或は中央所属官庁に申奏する等を主掌していたのである。結局、教界は中央左右街功德使或は鴻臚寺、或は祠部に隸属して僧尼一切の申請書類は三綱或は主首を通じ、地方及び中央の僧官を経由して所属の官に提出され、而して裁決を蒙ると云う構造になつていたのである。⁽⁵⁾

(三) 寺院に関する制度は、高雄氏の所論にも明らかな如く、当初其の建立に際し定数制限が設けられ、小規模私営のものは寺院として公認せず、寺院を各々籍帖に登録し、特殊寺院には勅額を下賜して保護し、私営寺院の濫立を防止していた。宋代に於いては勅額の濫授が行われた結果、無額寺院皆無の状態を来たし、勅額下賜が仏寺保護の本義を失い、且つ売度の奨励と相俟つて寺院の秩序が失はれ始めた。然る時に新たな寺院の格式としての十方住持院と甲乙徒弟院が制度化

された。此の制度は住持の継承法に於ける等差であり、本来仏寺内に於ける独自の規約に属する問題であるが、国家的色彩の濃厚な中国社会に於いては、此れが法令に規定されて国家統制の手段とされたのである。此れは格式に依って住持選定法を規定し、特に寺院を師資の法系相統の形式から天下の名徳を詮衡して住持せしめる十方住持制へと改変せしめることを要請して寺院継承に於ける紛擾を減少せしめ、且つ国家権力の寺院への普及滲透を目するものであった。また諸種の特典を有する功德墳寺が存在したが、有らゆる面で国家権力が及ばぬ特権を利し、有額寺院を兼併して暴利を貪ったため、次第に官権下の十方住持制に組換えられていった。然るに此のような国家の意図に反し寺院の疲弊と紛擾が激増し、且つ十方刹の急増によって格式が全く低下する結果となった。茲に従来極めて少数にして最高の処遇を受けていた勅差住持院と此の十方住持院との混淆の如き五山十刹制が宋朝南渡以後に認定されることになるのである。以上南宋までの寺院制度の変遷を概観して、国家の寺院に対する統制の執拗さと逆の機会主義的施策とを窺知することができる。

- 1 高雄義堅氏「宋代僧官制度の研究」支那仏教史学第四卷四号六頁参照（同氏『中国仏教史論』所収）。

- 2 道端良秀氏著『唐代仏教史の研究』第一章第三節度僧制度の問題一（三〇頁）。

- 3 例へば『慶元条法事類』卷第五十一・道釈門二・供帳の道釈式の童行の内訳について「道士童子若干、女冠童子若干、行者若干、尼童若干」としている。道仏通じて見れば道の童子と仏の行者となり、敢て仏教に限るとすれば尼童と行者となる。
- 4 高雄氏前掲論文二頁及び六頁参照。
- 5 唐代は、道端氏前掲書同章第四節「寺院僧尼の取締と沙汰」及び山崎宏氏「唐代に於ける僧尼所隸の問題」（『支那中世仏教の展開』所収）を、宋代は、高雄氏前掲書参照。

- 6 高雄氏「宋代寺院制度の一考察」支那仏教史学第五卷二号参照（同氏著『中国仏教史論』所収）。

- 7 『慶元条法事類』第五十道釈門一住持の道釈令四条「諸十方寺觀、住持僧道闕、州委僧道正司、集十方寺觀主首、選舉有年行学、業衆所推服僧道、次第保明申州、州審察定差、無即官選他処為衆所推服人、非頭有罪犯及事故、不得替易、即本雖甲乙承統、其徒弟願改充十方者聽、無人繼紹、或毀壞寺觀不能興葺者、准此、仍申尚書礼部」。

三

前節に於いて寺院僧尼の諸制度の一応の筋を概観したが、次に宋代の供帳と行遊の問題について考察したいと思う。

供帳とは僧尼童行を僧籍帳に登録することで、僧としては国家の僧籍帳に入帳されて始めて公度僧としての資格を獲得することであり、国家にとっては僧尼統制の基本的役割をな

すもので、此れは前からの免徭役に関連し、また宋代に於いては免丁銭に關係する事柄であったのである。嘉泰二年（一一二二）に成立した『慶元条法事類』道釈門供帳の項は、籍帳に關連する諸事項を上げて、關係者の義務、罰則等を述べているが、主眼は州官及び寺觀の主首の責務を示す処にある。即ち、度牒・紫衣師号等の獲得による僧道童行の分限移動、州或は寺觀等所屬の変更、本師の変更、死亡・還俗、年令の遷移、行遊による移動、童行の投院、脱漏者外来者の入籍等の諸事について保明申請し、記録を整理して毎年移動を記帳し、三年毎に完全な僧籍帳を作製して祠部に申告すべき規定が述べられ、終りに祠部に具申する「僧道童行等帳」、「僧道童行等刺帳」、「婦明入帳」等の書式が記されている。此の様な供帳規定は僧尼を国家の機構に統制する基底の確立に主題があるので可成り厳格なものと云えよう。供帳には最大漏らさず記録されることが要請され、同時に個々の記録が形式的にも内容的にも極めて正確なものでなければならなかった。此れを怠り或は故意に偽冒する者には各々相当の処罰を受けることが規定されていた。⁽³⁾ 斯く如き僧籍帳を作製して祠部及び州県に所隸せしめることは、膨脹しゆく僧団を国家の政治機構下に完全に統制管理することであるが、反面、僧団内に避徭役者、逃亡者、避罪者が侵入することを防ぎ、僧尼についても偽濫僧、私度僧等による僧団の紊亂を抑止する

制度でもあったのである。供帳の具体的な事柄については次節の所論に譲ることにして、次に僧尼の行遊について少しく述べることにする。

中国では僧道の行遊に就いても政治的、經濟的な理由から厳しい制限が設けられていた。宋代文献ではあるが、『慶元条法事類』の規定によれば、僧道が州界を越えて遊行するには、一定の資格が要求され、師及び寺觀の主首の保明を得て、目的、員数、所持品、行先を具申し、度戒牒を齎らして州官より公憑の發給を受けなければならなかった。⁽⁴⁾ 其上、止宿には各寺觀に於いて驗実を受け、途中疾病以外は一所に再宿以上することを禁止し、日程九十日（千以上の場合は半年）を除き、三十日以上を費した者は所在の官司に此の旨を申告して批書を受けねばならず、その他公憑の記載事項を変更する場合は總て官に通知して公憑を返却し、或は新たに公憑を受けなければならなかった。⁽⁵⁾ また旅行禁止区域、婦化人の州外遊行禁止等が定められ、条法上僧道は嚴重に統制されていたことが窺われる。⁽⁶⁾

1 『慶元条法事類』道釈門は、牧野巽氏によって宗教研究新九卷二・四に紹介發表されたが、下段が中絶した為、供帳以下の部分を欠いている。そこで静嘉堂文庫に於て書写させて戴いた供帳の項を全文註として掲げることにする。

（慶元条法事類卷第五十一道釈門二）

供帳勅令格式

勅

戸婚勅

諸試經撥度若守掌金宝牌忒度童行或僧道陳乞紫衣師号保奏不依

式或事節未備而輒奏者杖一百点勘官減二等造僧道童行帳不円及不如式者准此

諸僧道不供名入帳者還俗

諸童行冒帳買帳并給合引領売人各徒二年甲頭同保人并本師主首

及經歷干繫人知情与同罪僧道仍還俗並許人告不知情者各杖

六十

諸私自披剃為僧道赦到三十日不改正復罪如初童行冒帳買帳并本師主首知情並准此

詐偽勅

諸供僧道帳有偽冒失於驗認并帳不実經歷官司杖一伯所委官減忒

等

令

道釈令

諸収童行本師申主首至造帳日主首保明入帳

諸童行並留髮仍於本戸収其身丁

諸欲詣京城寺觀為童行者經所屬州給公憑乃得係帳

諸童行本師死若還俗及不充主首或住持別寺觀者並于一年内別礼

本寺觀主首為師主首闕行遊未婦者同聽礼權主首供帳已係者各通理

旧帳年月如不因過犯而隨師往別寺觀住持者准此撥度者止理到別寺觀名次其不礼主首而礼本房院人為師処聽從旧並具狀式

本申所屬注籍卷申尚書礼部

諸試經撥度若守掌金宝牌忒度童行或僧道陳乞紫衣師号而保奏及

僧道童行帳並委官点勘円備乃得申発

諸婦明及陷蕃投婦僧道送州城内寺觀不得判憑行遊每月主首具有

無事故申州州歲具名号元婦年月事因依式具別帳申尚書礼部

諸僧道歲當供帳官司前期取度牒驗訖聽供其行遊在外者所在官司

於度戒牒後連紙批書所供処寺觀書印給付如帳後行遊止批書

所給公憑

諸童行不供名入帳者開落訖報所屬

諸僧道及童行帳三年忒供全帳三供刺帳周而復始限三月以前申尚

書礼部

賞令

諸告獲童行冒帳売買帳令人代試并代之者其底給賞並先以官錢代

支于犯人同保及本師本寺觀主首曹司名下均理如不足勒經歷官司干繫人均備

遇試經官司以法曉諭

格

賞格

諸色人

告獲童行冒若売買帳每名官司吏人点檢見者各減半

錢壹伯貫

道釈式

僧道童行等帳

某州

今具本州某年僧道童行等如後

一宮觀寺院都共若干

道士觀若干

旧管若干

新置若干仍具建置事因無即云無

女冠宮觀若干依道士宮觀開僧尼寺院准此

僧寺院若干

尼寺院若干

道士女冠僧尼都共若干

道士若干

女冠若干

僧若干

尼若干

一童行都共若干

道士童子若干

女冠童子若干

行者若干

尼童若干

道士女冠僧尼

在州

某觀係古跡或勅額內有同名宮觀即各開著望鄉村去處童行項及刺帳有同名者並准此

道士

旧管若干

壹名道士姓法名見年若干本貫某處元礼某宮觀某人

為師某年月日請到某恩例度牒披戴僧尼仍云某年某月于某處受

戒請到六念戒牒某年月日請到某恩例紫衣文牒某年月日

請到某恩例某師号無紫衣師号即不開某年帳在某州某某

宮觀供申累次行遊供帳去處並准此兩名以上依此開

新収若干依旧管開

開落若干各開姓法名

見在若干止開人數

余寺觀等依前項開

女冠僧尼依道士開

外県依在州開

童行

在州

某觀

道士童子

旧管若干

壹名姓名見年若干本貫某處某年月日到觀礼某人為

師某年月日師死若不充主首或住持別觀之類各隨事言至某年月日回礼

本觀某人為師如會改名亦声說 名某今改上件

名及自於本觀出家已經幾帳兩名以上依此開

新収若干

壹名姓名見年若干本貫某處某年月日到觀礼某年為

師若係隨師到觀即云元于某處月日到某某觀

出家係得上件去處某年文帳今隨本師到觀兩名

以上依此開

開落若干各開姓名

見在若干止開人數

余寺觀等依前項開

女冠童子及行者尼童依道士童子開

外県依在州開

右件狀如前所供前項並是詣實謹具申

尚書礼部謹狀

年月 日依常式具官姓名点勤

宋代寺院僧尼制度と清規（小坂）

以上等厚実表紙為籍供申若數名聽相度州県或僧道童行分為數帳

僧道童行等刺帳

某州

今具本州某年僧道童行等如後

宮觀寺院有新置者依全帳開無即不具

道士女冠僧尼

在州

某觀係古跡或勅額

道士

旧管若干已在某年全帳第式次供刺帳則云已在某年全帳及某年刺帳第參次做此今帳不開

新収若干

壹名道士姓法名見年若干本貫某処元礼某宮觀某人

為師某年月日請到某恩例度牒披戴僧尼仍云某年某月日于某処受

戒請到六念戒牒某年月日請到某恩例紫衣文牒某年月日

請到某恩例某師号無紫衣師号即不開某年帳在某州某泉宮

觀供申累次行遊供帳去処並准此兩名以上依此開

開落若干各開姓名法名

見在若干止開人數

余寺觀等依前項開

女冠僧尼依道士開

外県依在州開

童行

在州

某觀

道士童子

旧管已在某人全帳余依道士項具今帳更不開

新収若干

壹名姓名見年若干本貫某処某年月日到觀礼某人

為師若係隨師到觀即云元於某年月日到某泉

某觀出家係得上件去処某年文帳今隨本師到

觀兩名以上依此開

開落若干各開姓名

見在若干止開人數

余寺觀等依前項開

女冠童子及行者尼童依道士童子開

外県依在州開

右件狀如前所供前項並是詣実謹具申

尚書礼部謹狀

具官姓名点勘年月日依常式

所用紙及分帳數並依全帳例

戸式

婦明人帳

某州

今具某年新収及逃死婦明人數如後

一新収

一名某人元係北界或西界或諸路蛮人

一見年若干元係某処人謂如北界則云元是北界雲州幽州之類

一元得是何名目謂如元授銜校或僧人百姓諸軍之類或有元初朝旨及諸処文移並須錄白供申

一見在本州或某泉城内居住或某処幹辦僧人即言某寺院諸

軍即言某指揮

一於某年月日某処来帰明或某処送来或某処移到或某処配
並具元来事因

一逃死

一名某人為何病患事因于某年月日逃死
余依新収開説

右件状如前勘会到前項人数委無漏落保明並是詣実謹具申
尚書兵部謹状

年月 日依常式

僧人応別具帳申礼部者倣此

2 註1『慶元条法事類』道釈門二・供帳・戸婚勅(四ヶ条)、
詐偽勅(一ヶ条)。

3 「未經本寺觀供或未受戒等の初心の者及び恩度にして五年未
満の者、紫衣師号を得て參年未満の者は公憑を請うて行遊する
こと不能」。『慶元条法事類』道釈門二・行遊・戸婚勅第二条及
び道釈令第一条。

4 5 『慶元条法事類』道釈門二・行遊・道釈令第二条。

6 僧道の行遊については、牧野巽氏「慶元条法事類の道釈門」
(中) 宗教研究新九卷四号、内藤定氏「僧道の旅行規定」立正
文化九及び金井徳幸氏「南宋時代の寺院と住持制」東洋史学論
集第七等参照。

四

前節までは主に僧尼の規定を条令を中心に考察して来た
が、茲では禪門の清規と関連して考究したいと思う。

宋代寺院僧尼制度と清規(小坂)

宋代成立の諸清規には『禪苑清規』・『入衆日用清規』・『入
衆須知』・『叢林校定清規總要』等が上げられる。此の中に祠
部及び州官と直結する籍帳に関する事項が相当記述されてい
るのであるが、特に問題を包含する二三の状式を上げて其れ
等の割役機能を究明して見たい。先づ北宋徽宗崇寧二年(一
一〇三)成立の禪苑清規は、訓童行の項に童行投院の模様を、
童行初来投院、師主審問根源、若具正因、方可容納、如其意
圖、規避徭役、因事遁竄、及父母不允者、並不可留、

○投院状式、

投院童行、姓某、名某、年若干、本貫某州某縣某里人事、
或是郭下
人事在身、並無彫青刑憲及諸設違碍、今為生死事大、久慕空
門、蒙父母情允許、捨入本院、出家為童行、如無父母、即云、今欲
投院出家、為童行、
伏乞堂頭和尚慈悲容納、謹状、

年月日 具前位 某押状送、

如有父母、即連状書名、住持人押状、付知事云々、

と述べ、また誠沙弥の項に書填状式を、

某院童行、姓某右、某年若干、本貫某州某縣某鄉人事、或郭下
人事、昨於某年某月某日、到院出家、有父母、即云、
父母送到出家、礼住持僧某為
師、今買到如客処買到、即稱買
到客人某甲名下、某処某字号空名度牒一道欲乞書填為
僧、並無諸般違碍請申状、云云、

年月日 具前位姓某状、

と記して童行が僧(沙弥)たらんとする申請の形式を述べて
いる。次に南宋理宗景定四年(一二六三)成立と云はれる入

衆須知⁽¹⁾には、大帳年供帳式と題して、

預令行者買紙写状式貼堂前下間須写三本

一本州一本県一本堂司随方立例、

ム寺散僧ム今蒙官司括責公年分大僧文帳事須至供申者右ム本貫ム州ム県人事俗姓ムム為戸見年幾歳昨於ム年買ム字号度牒一道礼ム寺ム為師於ム年ム月ム日恭遇ム

聖節開壇受戒請到六念戒牒全ム年文帳在ム処供申所供在前並皆詣
実謹状

ム年月 日散僧 ム号状

と記して供帳に関して明確に述べている。以上の三項は、籍帳に於ける出家者の分限に関わる事項であるが、第一は『慶元条法事類』道釈門・供帳・道釈式の「僧道童行等帳」中の童子の（新収）項に相当し、其の元になるもので、違法剃度門・道釈令を満足するものである。⁽²⁾然るに宋代に度牒を鬻売するに及んで同一法典上で前後矛盾する条文が規定されている程であるから、違法剃度も相当有ったと見ねばならないが、兎も角、院に投じて出家した童行は父母の允許を得、住持の証明を得て知事によって院の床曆に登録され、州県の官に申請されるのである。此の場合、童行の身丁は寺ではなく本戸に於いて収められることが規定されている。⁽⁴⁾第二は度牒に関することであるが、崇寧年間は已に売度時代であるから、空名度牒に書填して貰うことによって公度の僧尼となり得たの

である。然し此の状式のみでは書填が成立する場所や経路が全く不明である。慶元条法事類を検するに師号度牒道釈令に、童行が度牒を受ける際、祠部（或は売人）より空名の度牒を買い費用の外に披剃錢壹貫、糜費錢壹貫を収め、⁽⁵⁾空名度牒は所屬の官に於いて童行の申請に応じて書填せられて尚書礼部に総て申奏されることが示されている。⁽⁶⁾此の事を清規の状式に加味することによって大凡宋代得度の手続き形式を理解することができる。第三は、条法事類・供帳道釈式「僧道童行等帳」の道士旧管に相当するもので、此れによって寺院の堂司（維那）から同一形式の帳が州県へ申告され、其れを基礎として三年毎に籍帳が作製されることが解る。序でに唐会要巻四十九僧籍に「每三歳州県為籍一以留州县一以上祠部」となっていて清規の州・県・院というのと相異しているが、清規は寺院作製の供帳について、唐会要は州県作製の籍帳について述べたもので内容を異にするものであるから相異は当然で問題にならない。只此の事は寺院作製の供帳が州・県・寺に保管され、此れを元に州県に於いて作製された籍帳は州県祠部に保管されることを示している。道端氏は、唐代の僧籍について、当時の戸籍法に準ずるものであることを指摘されて、供帳は戸籍法に於いて毎年作られる計帳に相当するもので、毎年寺院からの申告によって作られ、その帳を資料として県に於いて三年に一度僧籍が作られて、州を通じて祠部

に上申され、祠部の僧籍に記入される旨が述べられている。⁽⁹⁾帳と籍を分ける点は異なるが宋代もこれと全く同じで有る。慶元条法事類でも「諸僧道及童行帳三年壹供每壹供全帳三供刺帳周而復始云々」とあるから三年に一度完全な供帳が作られる外に、毎年申告する刺帳が作られていたことが知られる。刺帳は道釈式に明瞭である如く僧尼童行の旧管を除いて新置者、落帳者及び見在の総員数を毎年申告するもので、高雄氏の所論によれば後周の籍帳制度の採用であると云うが、⁽⁹⁾ともあれこれは常に全帳と照合され、又次の全帳作製に参考されるものなのである。また元代成立の『勅修百丈清規』が「蓋往時僧道歳一供帳納免丁錢官給由為憑」⁽¹⁰⁾と述べている。此れは毎歳造帳を主張するもので、制度とは少しく異なるものであるが、宋末の財政難と関連して免丁錢の徴収のために毎歳全帳を要請されたことを意味するものと考えられる。

此れ等籍帳制度の基礎資料は、個々の出家者から各寺・州・県へ提見される度戒牒公憑と寺院主首經由で州県へ提出される諸申請書及び供帳等であるから、此れ等を監督管理する者は、常に厳正さ緻密さを要求されたのであった。禅苑清規第三卷維那の項には、

如大僧帳、須候官中指揮告報、然後出榜曉示、取脚色、驗祠部、依自来体例、收供帳錢物、如繳判公憑、雖係庫司一而行遣、若經由維那司事、更詳審允当掛搭僧人、祠部公憑、並須相驗真偽、不

宋代寺院僧尼制度と清規（小坂）

得函芥、如僧病申官、及津送亡僧、估唱衣物、繳納亡僧度牒、或紫衣師号文牒等、並維那專切管勾、報庫司申官、繳納公憑、及亡僧度牒、不得過官中条限、

と記されている。制度上僧尼は度牒公憑によって、寺院は僧帳及び此れに係る移動一切を官に報告する義務によって強く国家に統制されていたことが窺われるが、然しまた此の事によって寺院僧尼としての地位が確保され、中国的仏教々団が形成維持されていたことを窺知する。而してまた此の体制を典型的に造り上げたのが禅宗教団であり、此れを確固たるものに基礎づけたのが、印度以来の仏制を中国風土の中に発展せしめた禅門の清規であったことを看取するのである。

次に僧尼の行遊に関するものと思はれる清規中の記事について検討したいと思う。

禅苑清規第一卷掛搭の項に、「判憑式」及び「批憑式」なる状式が記載されている。此れは清規の上のみからは内容的にも機能的にも極めて理解しにくいものであると思う。

判憑式

某院褐紫衣僧某右某所有某年文帳在某寺院供申、今執本名度牒六念戒牒共三本、全使衙呈驗、欲判公憑、往某処巡礼為地頭、伏乞某官特賜筆命施行、伏候台旨或指揮謹狀、

年月用院印日 具前位 某状

批憑式

具位同前、右某伏為昨於某月某日於某処、起判公憑、往某処巡礼
為地頭、今為氣疾發動前去未得、恐違公憑程限、伏乞批鑿、未敢
專擅、伏候裁旨、謹狀、

年月不用日 具前位 某狀

此の様な申請の書式は、慶元条法事類道釈門各項の道釈式に
も見当たらない。強いて云へば前述の供帳式などに似通つた所
は存するが、自己の身分を申告する以外の事が含まれている
ので目的が全く異なるようである。同条法事類道釈門に於いて
判憑或は批憑乃至此れに類似する批書・批鑿が述べられてい
る個処は、試經撥度道釈令(6)、師号度牒道釈令(5)と式、行遊
道釈令(1)(2)(3)と式、供帳道釈令(6)(7)、亡歿道釈令(1)等に存す
るが、内容から見て其れ等は殆ど行遊に関する事柄に集中し
ている。判憑は条文中では常に判憑行遊(1)として用ひられ、公
憑を判つて貰う、即ち旅行の証明書である公憑を發行して貰
う意である。前節に於いて述べた如く、僧道は州界を越えて
旅する場合は、寺觀の主首の身分保証を得て官に度牒を齎ら
し、行先を嚴に指定して公憑を請う事が規定されていた。判
憑式の内容は全く此れに符合する。即ち先づ自己の分限とそ
の所屬を明かにし、僧尼たる事を証明する三品を揃えて公憑
を請し、行先を指定して終りに官の承諾を願うという処は、
行遊の道釈令に全く随うものである。此のような申請書が提
出されることで行遊の条文がはつきりして来るし、此の申請

書に對して次の如き公憑が發行されることが理解される。

某州
道士女冠行遊公憑⁽²⁾

某州

拋在州或某県某宮觀主首或本師保明者亦具言保明本觀道士或女冠姓法名

乞判憑往某州行遊別無違礙者

右檢准

勅令云云備坐行遊及亡失度牒并偽冒等案制今給公憑付道士或女冠姓法名准

令只得詣某州所至闕ノ誤カ關津呈驗度牒放行至所詣処依限繳納年月

日給

列位依牒式

僧尼行遊者做此給度牒下添戒牒式字

次に行遊道釈令では又旅行の程限が存し、此れを超える者
は、所在の官に申請して批書して貰はねばならなかつたが、
此の時の申請書が第二の批憑式であろう。此の書状は、某日
發行の公憑の程限を今疾病の為に恐らく違へることになるの
で公憑に批書して貰いたい旨を申請する書式であるから、此
れは正しく行遊の批書に相当するものである。此れによって
条令の批書の形式が明かされることになり、亦条令によつて
批憑式の機能が理解されることになると思う。尚此の批書を
怠れば無公憑者に相当することになるから、恐らく同戸婚勅
第三条「諸僧道行遊、無公憑者、杖壹佰、還俗」の罪に処せ
られることになるのである。

茲で以上の理解の上に清規記述を顧る時、此の両式は「掛

「搭僧請假遊山」の記事に続けて理解すべき此れに必要な申請書であったのである。此の部分の記述を少し検討して見るならば、先づ「若請假遊山、若過半月、須呈祠部、再守堂儀」とあって一般条令とは趣旨を異にするが旅行の程限を記述している。此れに就いて禅苑清規第十卷三十事には、

一請假遊山只可半月或過限者須呈祠部再守堂儀如違則準院施行、請假遊山者還將半月期過時重掛搭依旧守堂儀、

と解説しているが、此れは禅院の堂儀では遊行は半月が一応の程限であったことを示している。それを越える者は再掛搭となつて禅院掛搭の儀を再び行じなければならぬのであるが、此れは禅院の掛搭僧に対する内律であつて法令による遊行の程限とは直接関係はなく、禅者にあつても徧參遊行の規定は一般条法に順するものであつた筈である。⁽¹³⁾ また「結夏未終堂儀不満足有急幹須白堂司請假不得擅便前去山門当有重罰」と記して掛搭僧遊行の制限を述べている。山門の主首には掛搭僧の所在について管理の責任が存し、掛搭僧に気儘な行動を許すことはできないし、勝手な行動が遊行の規定等を犯すことが有れば主首は却つて処罰せられることになつたのである。条法事類には是れを「諸僧道行遊本師或主首保明不実致請公憑因縁避罪者杖捌拾給憑官司若所止寺觀主首不依令驗実者減貳等⁽¹⁴⁾」と示して不正の保証及び不正を見逃がした場合の処罰を厳に規定しているのである。

宋代寺院僧尼制度と清規（小坂）

宋代清規中の遊行に関する事項を取り上げて考察したのであつたが、僧尼を所屬寺院に於いて嚴重に驗実管理しそれを国家の政治機構が重層的に規制して成立っている中国仏教に於いて、禅門の清規が其の役割を極めて確実に果していたことに驚服せざるを得ない。

1 『入衆須知』は統藏經（一一二一六一五―四七四右）四八五左に所収する、禅苑清規の体裁を比較的良く踏襲する清規である。従来、其の成立に就いての明確な記載が存さないため余り問題にされていなかったが、規中念誦の項に、「如来大師入般涅槃至今皇宋景定四年已得二千二百一十三載隨年増」とあることと、宮内庁書陵部に宋版の同規が存することなどより一応同年頃の成立と見られる。然し、此の成立及び刊行に就いては、更に検討の余地が存すると思う。

2 『慶元条法事類』卷五十道釈門・違法剃度・道釈令、諸男年拾玖女年拾肆以下或曾緣還俗或身有文刺或犯笞刑或避罪逃亡或無祖父母父母聽許文書或男有祖父母父母而無子孫成丁若主戸不滿參丁並不得為童行即緣係帳後有文刺或犯笞刑或犯踰濫自首者同及私罪徒雖各遇恩原免亦准此。

3 牧野巽氏「慶元条法事類の道釈門（中）」宗教研究新九ノ四（四六・四七頁）参照。

4 前項注1供帳・道釈令第二條。

5 6 慶元条法事類道釈門二師号度牒道釈令第一・第四條。

7 前項注1供帳・道釈式一。

8 道端良秀氏著『唐代仏教史の研究』第一章三節六「僧籍につ

いて」参照。

- 9 高雄義堅氏「宋代僧官制度の研究」支那仏教史学四ノ四。
- 10 『勅修百丈清規』卷上、祝釐章第一、聖節（大正四八、一一三頁C）。
- 11 例えば前項注1供帳・道釈令第六条の如し。
- 12 慶元条法事類第五十一道釈門行遊・道釈式。
- 13 禪苑清規第七卷退院の「如欲出本州界遠去即預先方便劈劃判憑」とある規定や、先の判憑式等は正しく行遊・道釈令に遵拠したものである。
- 14 慶元条法事類第五十一道釈門行遊・戸婚勅第一条。

五

以上宋代の清規を当代の条法事類に検しながら寺院僧尼の様相を考察したのであるが、国家制度或は寺院の規矩から見れば、僧尼は出家、得度、受戒、行遊、供帳、亡歿等有らゆる面で強く統制され、国家の政治的経済的意味合いから自由を著しく制限されていたことになる。然しながら宋代の国家の状況は、此の様な制度が円滑に施行せられる程安定したものではなかった。国防の不安、財政の窮乏は、宋朝の常に当面した問題であり、国家は此の克服に腐心し続けたのであった。此のため国政が免丁錢の徴収、童行の試経得度を中止して空名度牒の官売、紫衣師号の売り出し等に発展して行き、⁽¹⁾ 仏教統制の建前を自ら阻害することになったのである。爰に

国家による規制の重点が次第に移行して試経撥度や違法制度が全く空文化し、僧尼を出家得度の時点で統制することが全く稀薄となり、籍帳を毎歳作製して僧より免丁錢を徴収することのみに重点が置かれるようになって行った。造帳と懲税による統制に力点が置かれても従来の規律一切が崩れ去っては全体の統制を執る術もなかったようである。宋会要を引証として州県が僧道の雲遊を名目に免丁錢を納めなかったことが指摘されているが、⁽²⁾ 此れは官吏の不正に依るのみではなく、其れ程に遊行を盛んにする僧道を旅行規定で統制することが困難になっていたことを示している。茲に州官への申請の書式に限って見るならば、北宋成立の禪苑清規には、供帳の書式は見当らないが、行遊判憑の申請書が詳しく記載され、南宋の入衆須知には供帳は記載されているが、行遊許可に関する状式が見当らないことに属する。此れは単に禪院の規矩上の変遷の一現象であって一般に演扱はできないかもしれないが、禪院掛搭僧の實際上必須な規式に変遷の有ったこと、即ち南宋期には僧籍への登記申請は建前としては必要であったが、僧尼の旅行に関して必ずしも許可申請を必要としない情勢にあったことを表象している。精緻に構成されて来た中国の僧尼令も宋の国家的危機の中で無慙にも統制力を減退せざるを得なかった。その後も僧尼と国家との関係は、紫衣師号・度牒の販売及び供帳の申告と免丁錢の納入という

専ら経済的關係が執拗に強化されて継続し、官権の恣意的無秩序な統制が続けられたのであるが、然し僧尼を掌握することは全く不可能であったようである。

以上僧尼の籍帳の供申と行遊の判憑との問題を一般条法と禅院の清規との相関する面を中心に考察して来たのであるが、実際の複雑は宋代の社会状態を考える時、此の問題も単に形式的方面からのみでは理解し得ないことは当然である。籍帳の問題も行遊の外更に亡僧、還俗、逃亡、帰還、帰化等の問題を実動社会を考慮しつつ考究せねばならないが、此れは他の機会に譲り、今は宋代僧尼の背景としての、制度を理

解して置く意味で、其の一端である許可申請形式の解明に止めて擱筆する。

- 1 免丁錢懲収実施は紹興十五年（一一四五）正月。試經撥度の停止は、慶元条法事類道釈門「試經撥度・戸婚申明によれば紹興七年六月四日、然し南宋では規定のみ存して実際は全く行はれなかった。空名度牒の官売は熙寧元年（一〇六八）前後、曾我部静雄氏「宋の度牒雜考」史学雜誌四一ノ六、塚本善隆氏「宋の財政難と仏教」桑原博士還曆記念東洋史論集所収等参照。
- 2 金井徳幸氏「南宋時代の寺院と住持制」東洋史学論集第七所収一二六頁参照。